

三重大豆知識

63歳超えると給与は73%

今週から、三重大学の労働条件を紹介します。

第1回目は、三重大学職員給与規程36条の2の「満63歳に達した日後の大学教員の給与の特例」です。この規定では、「大学教員が満63歳に達したときは、当該年齢に達した日後の最初の4月1日以降、当該職員の本給の月額を、本給に100分の73を乗じて得た額に相当する額とする」とされています。2011年9月の人事院の「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」に準拠し、2013年の規程「改正」で盛り込まれたものです。今、あたためてその合理性が問われます。

マイナンバーの不安

払拭する努力を

中央執行委員会が 当局に申し入れ

1. マイナンバー制度および個人番号の意義および目的
2. 三重大学において全教職員に対して個人番号の届出を依頼するにいたった経緯
3. 今回の「依頼」によると否とを問わず、本学において個人番号の提出を依頼する対象の範囲
4. 本学において想定し、あるいは将来的に想定される個人番号の使途
5. 本学においてなされる個人番号管理上のセキュリティ対策の全体像
6. 個人番号の届出をしなかった場合に、国等によって大学に対してなされると想定される措置
7. 個人番号の提出をしなかった教職員の個々人に対して国等によってなされると想定される措置
8. 個人番号の提出をしなかった教職員の個々人に対して三重大学が講じると考えられる措置
9. 三重大学に対する個人番号の提出をしなかった者が将来的に受けると想定される不利益等と対策
10. その他考えられるかぎりの不安およびそれらに対するそれぞれの対策

中央執行委員会は21日、マイナンバーに関する説明を求め、当局に提出しました。周知のように人文学部でも、6日に全教職員あてに

「届け出をしなかった場合の不安」など10項目

マイナンバーの提供を求め、文書がボックス等に入っていました。しかしその説明は、「事業者が行っている社会保障、税等の事務手続にマイナンバーを付与することが義務付けられました」とあるのみです。組合は、当局の責任でその意義・目的、経緯、対象範囲、セキュリティ、届出しなかった人に対する不利益の有無などの説明を求めています。

三重大学教職員組人文学部支部 2016年度執行委員選挙の公示

三重大学教職員組人文学部支部規約17条および三重大学教職員組人文学部支部役員選出規程2条に基づき、2016年度支部執行委員選挙を公示するとともに、以下の期間において、立候補を受け付けます。

記

受付期間：2016年1月27日～2月8日18:00まで
*選挙管理委員である森原・菅まで

支部役員定数

- 支部執行委員長 1名
- 支部副執行委員長 1名
- 支部書記長 1名
- 支部執行委員 1名
- 会計幹事 2名
- 選挙管理委員 2名

なお、投票期間は、2016年2月10日(水)～12日(金)16:00まで、投票場所は、森原または菅研究室とするほか、2月10日の教授会の際には、大会議室にての投票を可とします。

三重大学教職員組人文学部支部選挙管理委員会
森原 康仁 菅 利恵



三重大学教職組人文学部支部執行委員会

2016年 1月26日 (火) 第98号

津市栗真町屋町1577 三重大学人文学部内

発行人 堀内義隆 / 編集人 前田定孝

E-mail: horiuchi@human.mie-u.ac.jp